

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則 3 か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和 8 年 3 月 31 日に告示。
計画期間は令和 9 年 4 月～令和 12 年 3 月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」
(平成 21 年 1 月 8 日障企自発第 0108001 号自立支援振興室長通知) の
改正について (概要)

1 地域生活支援事業に係る障害福祉計画について

障害者総合支援法において、厚生労働大臣は地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定めるものとされ(第 87 条)、市町村及び都道府県は基本指針に則して障害福祉計画を定めるものとされている(第 88 条及び第 89 条)。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)(以下、「基本指針」という。)において、地域生活支援事業については、

- ・ 実施する事業の内容
- ・ 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ・ 各事業の見込量の確保のための方策
- ・ その他実施に必要な事項

を定めることと大枠が規定されており、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成 21 年 1 月 8 日障企自発第 0108001 号自立支援振興室長通知)(以下、「室長通知」という。)において、その具体的な内容を示している。

今般、令和 9～11 年度を計画期間とする第 8 期障害福祉計画等に係る基本指針の告示改正があったことを踏まえ、室長通知についても所要の改正を行う。

2 改正内容のポイント

基本指針の見直し等を踏まえ以下の改正を行う。

(1) きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・ 意思疎通支援の内容において「点訳・音声訳」を明記するとともに、意思疎通支援従事者の養成、派遣体制の持続可能なサービス提供体制の構築及び指導者養成の促進について明記。(1 (2))
- ・ 障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組を明記。(1 (2))
- ・ 当事者からの意見聴取によるニーズ把握等により、必要に応じて地域の実情に即した見直しを行うことを明記。(1 (5))

(2) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組について記載。(1 (4))

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」 新旧対照表

(下線部が改正部分)

新	旧
障企自発第 0108001 号 平成 21 年 1 月 8 日 改正 平成 23 年 12 月 27 日 改正 平成 26 年 5 月 15 日 改正 平成 29 年 3 月 31 日 改正 令和 2 年 7 月 22 日 改正 令和 5 年 5 月 19 日 <u>改正 令和 8 年 6 月 24 日</u> 各都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について 標記につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第 88 条第 1 項及び第 89 条第 1 項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）が変更されたことに伴い、同法第 77 条及び第 78 条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり定めましたので、円滑な計画作成に配慮いただきますとともに、管内市町村に対して、貴職から周知をお願いします。 なお、平成 18 年 7 月 13 日障地発第 0713001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」は廃止します。	障企自発第 0108001 号 平成 21 年 1 月 8 日 改正 平成 23 年 12 月 27 日 改正 平成 26 年 5 月 15 日 改正 平成 29 年 3 月 31 日 改正 令和 2 年 7 月 22 日 改正 令和 5 年 5 月 19 日 各都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について 標記につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第 88 条第 1 項及び第 89 条第 1 項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）が変更されたことに伴い、同法第 77 条及び第 78 条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり定めましたので、円滑な計画作成に配慮いただきますとともに、管内市町村に対して、貴職から周知をお願いします。 なお、平成 18 年 7 月 13 日障地発第 0713001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」は廃止します。

新	旧
(別添) 市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について 障害者総合支援法第 88 条第 2 項第 3 号及び第 89 条第 2 項第 4 号により、市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めることとなっている「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」について、以下のとおり策定されたい。 1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方 (1) 地域生活支援事業の目的 (略) (2) 必須事業に関する取組 地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業（以下「必須事業」という。）を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）を実施することができることとしている。 このうち必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているため、必須事業を未だ実施していない市町村においては、早期の事業化を図るとともに、都道府県においては、第 8 期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて計画的に取り組み、かつ、管内全市町村における必須事業の事業化の達成状況を分析、評価されたい。 また、第 8 期障害福祉計画の基本指針においては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）<u>及び令和 7 年 6 月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）</u>を踏まえ、市町村の必須事業である意思疎通支援事業や都道府県（指定都市・中核市を含む。）の必須事業である専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業等の実施にあたっては、都道府県と市町村の適切な連携のもと、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、<u>点訳、音声訳、触手話や指点字等</u>）のニーズの把握、必要な意思疎通支援者の派遣、<u>支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、事業を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）、遠隔地や緊急時等に対応するための ICT 機器等の利活用及び障害当事者に対する ICT 機器の利用支援</u>といった取組を実施することが必要である。<u>意思疎通支援者の養成研修の実施に当たっては、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた取組も大変重要なことであるため、研修受講の促進を図ること。</u>さらに、意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業の実施により、意思疎通支援者の資質向上を図る必要があるので留意されたい。	(別添) 市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について 障害者総合支援法第 88 条第 2 項第 3 号及び第 89 条第 2 項第 4 号により、市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めることとなっている「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」について、以下のとおり策定されたい。 1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方 (1) 地域生活支援事業の目的 (略) (2) 必須事業に関する取組 地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業（以下「必須事業」という。）を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）を実施することができることとしている。 このうち必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているため、必須事業を未だ実施していない市町村においては、早期の事業化を図るとともに、都道府県においては、第 7 期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて計画的に取り組み、かつ、管内全市町村における必須事業の事業化の達成状況を分析、評価されたい。 また、第 7 期障害福祉計画の基本指針においては、<u>令和 4 年 5 月に施行された</u>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）を踏まえ、<u>第四に「四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進」を新たに設けたところであり、</u>市町村の必須事業である意思疎通支援事業や都道府県（指定都市・中核市を含む。）の必須事業である専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業等の実施にあたっては、都道府県と市町村の適切な連携のもと、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズの把握、必要な意思疎通支援者の養成、事業を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）、遠隔地や緊急時等に対応するための ICT 機器等の利活用といった取組を実施することが必要である。さらに、意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業（<u>地域生活支援促進事業実施要綱 別記 2-21</u>）の実施により、意思疎通支援者の資質向上を図る必要があるので留意されたい。

新	旧
(3) 地域生活支援事業と個別給付サービスの両者の特性を活かした効果的・効率的な支援(略) (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、<u>地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取り組むこと。その際、</u>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の<u>施行により</u>、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域活動支援センター事業として「重層的支援体制整備事業」を行うことができることとなったが、「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村においても、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支えるため障害者相談支援事業等を実施することに変わりはないことから、引き続き、障害者相談支援事業等についても障害福祉計画に記載し、計画的に地域共生社会の実現に向けた体制整備を進める必要がある。 <u>また、</u>市町村は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、<u>福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の</u>体制整備を進めること。 (5) 計画の策定における関係者の参加 地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者総合支援法に規定する個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効果的・効率的に実施することが求められている。 このため、計画の策定に当たっては、<u>日常生活用具給付等事業をはじめとする地域生活支援事業の実施(予定を含む)を念頭に、当事者からの意見聴取によるニーズ把握等により、必要に応じて地域の実情に即した見直しを行うのはもちろんのこと、</u>障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。 (6) 障害福祉計画に掲げた事項の定期的な調査、分析・評価(略) 2. 障害福祉計画の作成に関する事項 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針：別表第二関連)及び都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針：別表第三関連)	(3) 地域生活支援事業と個別給付サービスの両者の特性を活かした効果的・効率的な支援(略) (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 令和2年6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第号)が成立し、<u>同法施行後の令和3年度からは、</u>障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び地域活動支援センター事業として「重層的支援体制整備事業」を行うことができることとなったが、「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村においても、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支えるため障害者相談支援事業等を実施することにより変わりはないことから、引き続き、障害者相談支援事業等についても障害福祉計画に記載し、計画的に地域共生社会の実現に向けた体制整備を進める必要がある。 市町村は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めること。 (5) 計画の策定における関係者の参加 地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者総合支援法に規定する個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効果的・効率的に実施することが求められている。 このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。 (6) 障害福祉計画に掲げた事項の定期的な調査、分析・評価(略) 2. 障害福祉計画の作成に関する事項 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針：別表第二関連)及び都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項(基本指針：別表第三関連)

新		旧	
基本指針の事項	内 容	基本指針の事項	内 容
	市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、成果目標の達成に資するよう、次の事項を定めること。		市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、成果目標の達成に資するよう、次の事項を定めること。
① 実施する事業の内容	(略)	① 実施する事業の内容	(略)
② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	令和 <u>11</u> 年度までの各年度における実施に関する考え方及び量 1 及び 2 (略)	② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	令和 <u>8</u> 年度までの各年度における実施に関する考え方及び量 1 及び 2 (略)
③ 各事業の見込量の確保のための方策	(略)	③ 各事業の見込量の確保のための方策	(略)
④ その他実施に必要な事項	(略)	④ その他実施に必要な事項	(略)
3. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の達成状況の調査、分析及び評価について 市町村及び都道府県においては、それぞれ、少なくとも年 1 回は事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を把握し、以下のとおり分析及び評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。 (1) 2 の「基本方針の事項」の欄中②により数値で見込み量を定めた事業についてはその達成状況について分析及び評価を行うとともに、数値を定めない事業についても事業の実施状況等について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。 地域生活支援事業において必須事業に位置付けられている事業のうち、未実施である事業がある場合には、第 <u>8</u> 期障害福祉計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。必須事業については、人口規模が小さいこと等により、直ちに利用を希望する障害者等がない場合等においても、事業のニーズが発生した場合に対応できるよう体制を		3. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の達成状況の調査、分析及び評価について 市町村及び都道府県においては、それぞれ、少なくとも年 1 回は事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を把握し、以下のとおり分析及び評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。 (1) 2 の「基本方針の事項」の欄中②により数値で見込み量を定めた事業についてはその達成状況について分析及び評価を行うとともに、数値を定めない事業についても事業の実施状況等について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。 地域生活支援事業において必須事業に位置付けられている事業のうち、未実施である事業がある場合には、第 <u>7</u> 期障害福祉計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。必須事業については、人口規模が小さいこと等により、直ちに利用を希望する障害者等がない場合等においても、事業のニーズが発生した場合に対応できるよう体制を整	

新	旧
整えておく必要があるので、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組む必要があることに留意すること。 なお、任意事業についても、必須事業と同様の取扱いとすることが望ましい。 (2) (略)	えておく必要があるので、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組む必要があることに留意すること。 なお、任意事業についても、必須事業と同様の取扱いとすることが望ましい。 (2) (略)